

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年9月8日

奈良県知事 山下 真

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 観光産業の底上げをはかる観光リサーチプラットフォームの構築委託業務

(2) 業務の目的

本業務は、奈良県を訪れる観光客の基礎データ（属性、行動、消費、来訪の動機等）を詳細にアンケート（リサーチ）し、その収集データを分析・可視化することで、観光産業の発展に活用するための「観光リサーチプラットフォーム」を構築するものである。観光リサーチプラットフォームの構築・活用により、有効な観光戦略・施策立案や観光地の収益改善に繋げ、観光産業の底上げをはかることを目的とする。

(3) 業務の内容

- ①デジタル媒体を使ったアンケート調査及び分析
- ②調査結果と分析のフィードバック
- ③アンケート結果と分析を基にした施策案の提案

(4) 委託料上限額

9,000 千円（消費税及び地方消費税の額(10%)を含む）

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する「令和8年度 観光産業の底上げをはかる観光リサーチプラットフォームの構築委託業務」委託 公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に示すところによる。

(6) 契約期間

契約締結日から令和9年3月24日（水）まで

2 応募資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q4「検査・分析・調査義務」に登録をしている者であること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）
- (4) この公告に係る契約締結年度を除き過去5年間に国、地方公共団体等又は登録観光地域づくり法人（DMO）と同種（※デジタル媒体によるリサーチ調査）の契約を締結し、これを誠実に履行した者であること。
- (5) 県税を滞納していない者。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること（更生手続開始の決定を受けた者

を除く)

- (8) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること(再生計画の認可の決定を受けた者を除く)

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 応募資格」に示した参加資格要件が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- (5) 提出書類等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部局(書類の提出先及び問い合わせ先)
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県 観光局 観光経済課 観光経済係
電話番号: 0742-27-8435
- (2) 募集要項及び仕様書の配布
令和8年9月8日(火)から令和8年9月28日(月)正午までの間に、4の(1)の担当部局または奈良県ホームページから入手するものとする。
ただし、(1)の担当部局での配布については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。また、最終日は正午まで。)とする。
- (3) 参加表明書の提出
4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。
- (4) 企画提案書等の提出
4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。
- (5) 質問の受付
4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

6 電子契約の可否

- (1) 可とする。
- (2) 電子契約を希望する場合は、別添「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を4の(3)で示す参加表明書の手続きとあわせて持参または郵送により提出すること。

7 その他

- (1) 本県業務の提案への参加に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) その他、詳細は4の(2)により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。